

(別紙) 補助の対象となる児童生徒の例

(色付きの枠が補助対象児童生徒となります。)

	第 1 子	カウント	第 2 子	カウント	第 3 子	カウント	第 4 子	カウント
例 1	公立中学生	1	公立小学生	2	公立小学生	3	公立小学生	4
例 2	私立中学生		公立小学生	1	公立小学生	2	幼稚園・保育園	3
例 3	公立中学生	1	私立小学生		公立小学生	2		
例 4	高校生等		公立中学生	1	公立小学生	2	公立小学生	3
例 5	高校生等		私立中学生		私立小学生		幼稚園・保育園	
例 6	県立特別支援(中)	1	公立小学生	2	公立小学生	3		
例 7	公立中学生	1	県立特別支援(小)	2	公立小学生	3		

例 1

公立小中学校等(小学 1 年生から中学 3 年生まで)の児童生徒のうち、年齢が上から 2 番目以降のお子様が補助対象となります。

例 2・例 3

私立小中学校の児童生徒は対象になりません。

公立小中学校等の児童生徒の中で、年齢が上から 2 番目以降のお子様が対象になります。

また、未就学児(幼稚園・保育園の園児)は該当になりません。

例 4・例 5

高校生等は対象になりません。

また、第 1 子、第 2 子が高校生等や私立小中学校の児童生徒の場合は、補助金の対象となる人数として数えません。

公立小中学校等の児童生徒の中で、年齢が上から 2 番目以降のお子様が対象になります。

例 6・例 7

県立特別支援学校(高等部を除く。)の児童生徒は、補助対象になります。

※公立小中学校等・・・公立の小中学校又は公立の特別支援学校小学部若しくは中学部のこと

※保護者と生計を同一にする児童生徒が対象